

介護保険住宅改修支援事業について

1 概要

住宅改修費申請時の必要書類「住宅改修が必要な理由書」（以下、「理由書」という。）については、居宅介護（介護予防）支援の一環として、担当する介護支援専門員及び地域包括支援センター職員（以下、「介護支援専門員等」という。）が作成することとされています。しかし、介護保険サービスの中で住宅改修しか利用しない被保険者については、居宅介護（介護予防）支援が行われていないため、理由書の作成者を確保するのが困難な場合も想定されます。このため平成20年度から、居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない被保険者に係る理由書を作成し、住宅改修に係る適切なマネジメントが行われていると認められる場合に、作成者の勤務する事業所等に対して、作成経費として住宅改修支援費を支給することとします。

2 支給要件

理由書を作成した職種によって以下のとおり異なります。また、以下のいずれの場合も、理由書の対象となった住宅改修工事が適正に行われ、住宅改修費の支給対象と認められることが前提です。

(1) 介護支援専門員または地域包括支援センター職員

住宅改修着工日の属する月において、理由書作成者が所属する事業所が居宅介護（介護予防）支援費又は（介護予防）小規模多機能型居宅介護費若しくは看護小規模多機能型居宅介護費を算定していないこと。

(2) 福祉住環境コーディネーター（2級以上）、理学療法士または作業療法士

住宅改修着工日時点において、居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届が京都市に提出されておらず、その日以降提出予定がないこと。

3 申請方法

住宅改修工事完了後の事後申請時以降、住宅改修支援費の申請書（第1号様式）を区・支所（京北地域にお住まいの方については、京北出張所）に提出します。

なお、申請書のみ保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課へ直接提出していただいても差し支えありません。

また、申請書の様式は各区等の窓口で受け取るか、介護ケア推進課ホームページからダウンロードできます。

4 申請期限

住宅改修工事完了後の住宅改修費事後申請時から2年間とします。

5 支給金額

1件当たり2,000円

6 支給方法

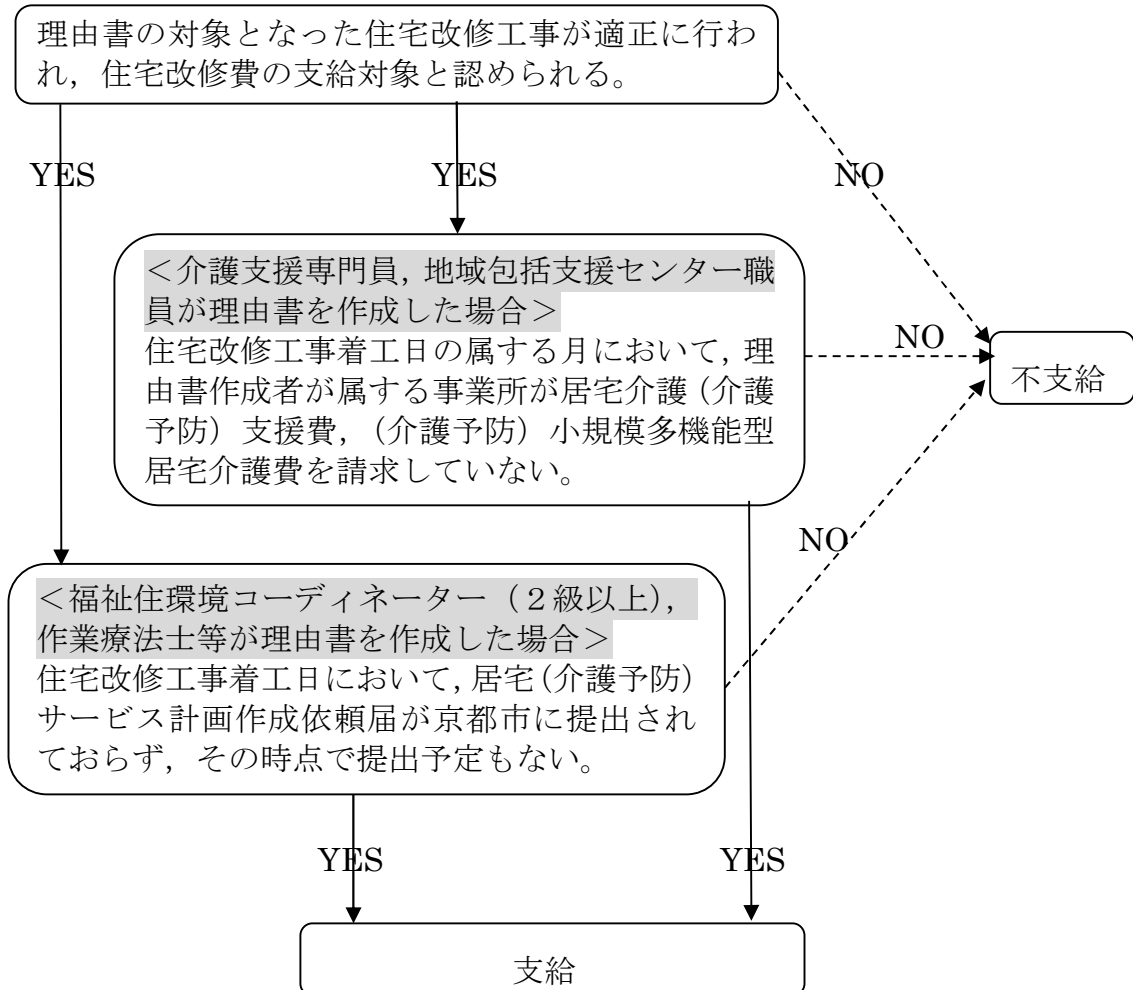
住宅改修支援費申請月の翌月末に、振込先として登録された金融機関口座に振込にて支給します。

振込口座は原則として認定調査委託料の振込指定口座としますが、他の口座を希望する場合は申請書に振込先を希望してください。

7 実施時期

平成20年4月1日以降に住宅改修費の事前申請を受け付けたものから支給対象とします。

<住宅改修支援費支給フローチャート>



注1：本市に住宅改修支援費支給申請後、住宅改修着工日の属する月の途中で理由書作成者所属事業所が居宅介護（介護予防）支援費を請求することとなったなど、支給要件に該当しないことが判明した場合には、速やかに支給申請取下届（第2号様式）を提出すること。

注2：本市が住宅改修支援費を支給した後、支給要件を満たしていなかったことが判明した場合は、作成費の返還請求を行う。

介護保険住宅改修支援事業関係 Q&A

Q 1 支給要件について、なぜ工事着工日の居宅介護支援の提供の有無で判断するのか。また、住宅改修支援費の申請書の提出を住宅改修事後申請時とした理由は。

A 1 「住宅改修が必要な理由書」については住宅改修費事前申請時の必要書類となっており、介護支援専門員等による住宅改修に対する助言等については少なくとも工事着工前まで行われる必要があることから、工事着工日の属する月で判断することとした。

住宅改修支援費の申請を住宅改修事後申請時としたのは、事後申請を受けなければ適切な住宅改修が実施されたかどうかの判断ができないためである。

Q 2 理学療法士、作業療法士又は福祉住環境コーディネーター（２級以上）が理由書を作成した場合については、住宅改修着工日時点において居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届が提出されていないことが住宅改修支援費の支給要件とされているが、着工日の属する月に居宅介護支援費等が算定されていなくても支給対象とならないのか。

A 2 理学療法士、作業療法士又は福祉住環境コーディネーター（２級以上）が理由書を作成した場合については、住宅改修工事着工日における居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届の有無によって支給の可否を判断する。したがって、過去に居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届を提出していた場合は、着工日時点では居宅介護支援の提供を受けておらず、その月に居宅介護支援費の請求がない場合でも支給対象とはならない。

なお、これらの職種が作成した理由書を提出する場合は、作成資格を確認するため、資格を証する書類の写しを理由書に添付して提出することを原則とする。

Q 3 居宅介護（介護予防）支援費の請求を行っていない利用者の理由書を作成し、一旦住宅改修支援費 2,000 円が支給されたが、利用者の身体状況悪化のため数箇月後に住宅改修が再度必要になり、残りの限度額の範囲内で改修を行うため理由書を再び作成した場合、住宅改修支援費は再度支給されるのか。

A 3 支給要件を満たせば再度支給対象となる。

Q 4 住宅改修工事着工前に理由書を作成したが、事前申請後、工事期間中に被保険者が死亡し、死亡時における完成部分までの住宅改修費が一部支給されることとなった場合、住宅改修支援費は支給されるのか。

A 4 住宅改修費が一部でも支給される場合は住宅改修支援費の支給対象となる。

他方、仮に事前申請後、住宅改修工事着工前に被保険者が死亡した場合については、住宅改修費そのものが支給されないため、住宅改修支援費も支給されない。

Q 5 月の初め（4月1日）に介護支援専門員が「住宅改修が必要な理由書」作成 → 4月10日に住宅改修工事着工 → 工事完了し4月20日に住宅改修事後申請を行い、同時に住宅改修支援費の申請書を提出 → その後利用者の身体状況が急変したため月末（4月28日）に理由書作成者が所属する事業者が居宅サービス計画作成依頼届を提出し4月分の居宅介護支援費を請求することになった場合、一旦申請した住宅改修支援費の取扱いはどのようにすればよいか。

A 5 住宅改修支援費支給申請後に、住宅改修着工日の属する月において、理由書作成者が所属する介護保険事業者が居宅介護支援費等の請求をすることとなった場合については、住宅改修支援費の支給申請書を提出した区・支所等の窓口に速やかにその旨を報告し、申請の取下げを行う。

また、申請取下届の提出漏れ等により住宅改修支援費がすでに支給済となっている場合については、返納通知書による返還金処理を行うこととなる。（介護保険課との間で別途個別調整を行う。）

Q 6 住宅改修支援費支給申請後に、住宅改修着工日の属する月において、理由書作成者が所属する介護保険事業者とは別の事業者が居宅介護支援費を請求することになった場合、一旦申請した住宅改修支援費の取扱いはどのようにすればよいか。（要支援認定の見込みで地域包括支援センターが理由書を作成したが結果的に要介護認定となり、かつ住宅改修着工日の属する月において居宅介護支援事業所が居宅介護支援費を請求することとなった場合等が想定される。）

A 6 住宅改修着工日の属する月の途中において、理由書作成者が所属する介護保険事業者とは別の事業者（同一法人内の別事業所を除く。）が居宅介護支援費を請求することになった場合については、住宅改修支援費の支給対象となる。

Q 7 削除

A 7 削除

Q 8 住宅改修事前申請時に理由書を提出したが、利用者の容態が変化し、改修工事完了時の要介護度が事前申請時から変更となったため、補正または再作成した理由書を事後申請時に再度提出した場合は、住宅改修支援費も2件分支給されるのか。

A 8 住宅改修支援費の支給は1件分のみとなる。